審査項目及び配点

審査項目	審査内容（審査の視点）	配点
1　管理の基本方針	（公の施設としての設置目的への理解） ・施設の設置目的を理解し、施設を活かす提案内容であるか。	25
	（管理方針） ・関係法令等を踏まえた管理方針となっているか。	25
2　管理業務の実施方針	（県営住宅の入居及び退去に関する業務） ・入居者募集、入退去業務等を適正かつ確実に行う内容となっているか。	25
	（入居者の管理等に関する業務） ・各種申請、収入申告等の事務に対する理解や取組方針は適切か。	25
	・入居者等からの苦情、迷惑駐車等への対応は適切な内容となっているか。	75
	（家賃等の収納に関する業務） ・家賃等収納に必要な体制整備及び収納率向上に向けた取組方針は適切か。	25
	（県営住宅等の修繕及び保守管理に関する業務） ・修繕等業務が適正かつ確実に行える実施方法、実施体制となっており、緊急時には即時対応できるか。	25
3　サービス向上につながる質の高い管理に向けた取組	（サービス向上を図るための具体的な方策と期待される効果） ・業務の実施場所、業務体制等について、入居者の利便性に配慮したものであるか。 ・入居者等のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。	25
4　危機管理に関する取組	（災害等緊急時の対応） ・災害及び緊急時における対応の方策が確保されているか。 ・災害及び緊急時に対応するための教育及び訓練の方策が充実しているか。 （事故防止の取組や事故発生時の対応） ・事故防止の取組がされているか。 ・事故発生時の対応方策が確保されているか。 ・施設の安全点検計画が策定されているか。 ・職員間の緊急連絡網が整備されているか。	25
	（個人情報の保護） ・個人情報保護対策は万全か。 （秘密漏洩防止･情報管理の対応） ・情報漏洩防止措置等情報管理体制は万全か。	25

5　効率的な管理に関する取組	（指定管理料要望額〈修繕費を除く。〉） ・指定管理料上限額に対し、申請書の指定管理料収入額はどの程度か。	25
	（効率的な管理計画） ・効率的に管理し、経費の節減等に取り組む内容であるか。	25
6　申請者の管理体制	（組織体制） ・県内に分散する多数の県営住宅等の管理を安定して継続的かつ適切に行うことができる職員構成や職員配置であるか。 ・賃貸住宅管理業務に関する知識と経験を有した職員配置計画か。 ・管理責任者について、管理に必要な知識や資質が十分な者が確保される予定か。 （研修計画） ・職員資質向上のための研修が計画されているか。 （労働法令その他の関係法令等についての監督官庁からの指導等の状況） ・募集締切日から起算して過去３年以内の、労働法令その他の関係法令の違反の有無や監督官庁からの指導状況、対応状況はどうか。	50
	（類似施設の管理実績） ・管理実績戸数が県営住宅の戸数に見合っているか。	25
7　申請者の経営的基礎	（経営基盤の安定を図るための方策） ・経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。 ・指定期間中に経営が破綻するおそれはないか。	25
8　社会的課題への対応	（障害者や高齢者等への対応） ・近年、県営住宅に求められている障害者や高齢者等への安全安心確保に向けた取組内容となっているか。	25
	（関係機関との連携） ・障害者や高齢者等の安全安心確保のため、福祉部門や保健所、町内会等地域の関係機関との連携に向けた取組内容となっているか。	25
合計		500